安全保障輸出管理にかかる事前確認リスト

　教職員の皆さんの技術の提供又は貨物の輸出について、下記チェックリストに該当するかどうか個別に事前確認をお願いします。該当する場合や該当するか不明な場合は、このシートを「安全保障輸出管理にかかる学内審査申請書」に添付して提出願います。

注）学会発表・論文発表など公表することを前提とした原稿の送付、自己使用目的で海外へPCを携行する場合は輸出管理の対象外となり、事前確認不要です。

|  |
| --- |
| **１．リスト規制、キャッチオール規制、インフォーム要件の確認** |
| 【１】下記のリスト規制技術等に該当するか？１．武器 ２．原子力 ３．化学兵器 ３の２．生物兵器 ４．ミサイル ５．先端素材 ６．材料加工 ７．エレクトロニクス ８．電子計算機 ９．通信 １０．センサ １１．航法装置 １２．海洋関連 １３．推進装置 １４．その他 １５．機微品目**⇒経済産業省Webサイト「貨物・技術のマトリクス表」****http://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix\_intro.html** | □はい　　□いいえ↓「はい」の場合貨物：輸出令　　　項　　　号技術：外為令　　　項　　　号 |
| 【２】キャッチオール規制技術等に該当し、かつ、提供先の所在地が下記グループA国（旧　ホワイト国）以外であるか？グループA国…アイルランド、アメリカ合衆国、アルゼンチン、イタリア、英国、オーストラリア、オーストリア、オランダ、カナダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、チェコ、デンマーク、ドイツ、ニュージーランド、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、ルクセンブルク、大韓民国**⇒対象品目は下記サイトから「16項貨物・キャッチオール規制対象品目表」参照****http://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo03.html** | □はい　□いいえ↓「はい」の場合16項貨物・キャッチオール規制対象品目表　　　　　部　　　　　類 |
| 【3】経済産業大臣から輸出許可申請をすべき旨の通知を受けている | □はい　□いいえ |
| ※１　上記【１】【２】【３】のいずれもが「いいえ」であれば申請は不要です。上記【１】【２】【３】のいずれかに、「はい」がある場合は、以下の事項もご確認の上、本リストを添付して「安全保障輸出管理にかかる学内審査申請書」を提出ください。 |
| **２．用途要件の確認** |
| 【４】大量破壊兵器等（核兵器、化学兵器、細菌兵器、ロケット、無人航空機）の開発、製造、使用、貯蔵に転用の可能性がある | □はい　□いいえ |
| 【５】別表（※２）に挙げる行為（核燃料、核原料物質、原子炉（部品、付属装置含む）の開発、製造、使用、貯蔵、重水の製造、核融合、核燃料物質の加工・再処理）に転用の可能性がある | □はい　□いいえ |
| 【６】別表（※２）に挙げる行為（軍や国防に関する事務をつかさどる行政機関が行うか、これらから委託を受けて行うところの、化学物質、微生物、毒素、ロケット、無人飛行機の開発、製造、使用、貯蔵、または、宇宙に関する研究）である | □はい　□いいえ |
| 【７】仕向地が、アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダンであって、通常兵器の開発、製造、使用のために用いられる可能性がある | □はい　□いいえ |
| **３．需要者要件の確認** |
| 【８】需要者は外国ユーザーリストに掲載されているか？**⇒経済産業省Webサイト「外国ユーザーリスト」****http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law05.html#user-list** | □はい　□いいえ |
| 【9】需要者が過去から現在にかけて大量破壊兵器等（核兵器、化学兵器、細菌兵器、ロケット、無人航空機）の開発、製造、使用、貯蔵に当たる行為を行ったことがあるか？ | □はい　□いいえ |
| 【８】【９】少なくともどちらかが「はい」の場合、次ページのチェックリストも提出下さい。 |

※1　安全保障輸出管理制度についての概要は、経済産業省の下記サイトも参照ください。

　　　　経済産業省「安全保障貿易管理」　<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

※2　輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成13年経済産業省令第249号）

※　その他、不明な点等あれば、まずは下記にお問い合わせください。

　　　　E-mail：titeki@adm.kanazawa-u.ac.jp　（事務窓口：社会共創推進部産学連携支援課）

学内審査申請書整理Ｎｏ．【※申請者記入不要】

「明らかなとき」を判断するためのガイドラインに関するチェックリスト

　　 前ページ【８】【９】で、少なくともどちらかが「はい」の場合、以下の各項目について、確認して提出下さい。

なお、取引の形態等からみて問いが当てはまらない場合には、「－」に○を付けて下さい。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 貨物等の用途・仕様 | ①輸入者、需要者又はこれらの代理人から当該貨物等の用途に関する明確な説明がある。 | はい・いいえ・－ |
| ②需要者の事業内容、技術レベルからみて、当該貨物等を必要とする合理的理由がある。 | はい・いいえ・－ |
| 貨物等の設置場所等の態様・据付等の条件 | ③当該貨物等の設置場所又は使用場所が明確である。 | はい・いいえ・－ |
| ④当該貨物等の設置場所又は使用場所が軍事施設内若しくは軍事施設に隣接している地域又は立ち入りが制限されている等の高度の機密が要求されている地域である場合は、その用途に疑わしい点があるとの情報を有していない。 | はい・いいえ・－ |
| ⑤当該貨物等の輸送、設置等について過剰な安全装置・処置が要求されていない。 | はい・いいえ・－ |
| 貨物等の関連設備・装置等の条件・態様 | ⑥当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料についての説明がある。 | はい・いいえ・－ |
| ⑦当該貨物等及び当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料の組合せが、当該貨物等の用途に照らして合理的、整合的である。 | はい・いいえ・－ |
| ⑧異常に大量のスペアパーツ等の要求がない。 | はい・いいえ・－ |
| ⑨通常必要とされる関連装置の要求がある。 | はい・いいえ・－ |
| 表示、船積み、輸送ルート、梱包等における態様 | ⑩輸送時における表示、船積みについての特別の要請がない。 | はい・いいえ・－ |
| ⑪製品及び仕向地から見て、輸送ルートにおいて異常がない。 | はい・いいえ・－ |
| ⑫輸送時における梱包及び梱包における表示が輸送方法や仕向地などからみて異常がない。 | はい・いいえ・－ |
| 貨物等の支払対価等・保証等の条件 | ⑬当該貨物等の支払対価・条件・方法などにおいて異常に好意的な提示がなされていない。 | はい・いいえ・－ |
| ⑭通常要求される程度の性能等の保証の要求がある。 | はい・いいえ・－ |
| 据付等の辞退や秘密保持等の態様 | ⑮据付、指導等の通常予想される専門家の派遣の要請がある。 | はい・いいえ・－ |
| ⑯最終仕向地、製品等についての過度の秘密保持の要求がない。 | はい・いいえ・－ |
| 外国ユーザーリスト掲載企業・組織 | ⑰外国ユーザーリスト（最新のもの）に掲載されている企業・組織向けの取引については、リストに記載されている当該需要者の関与が懸念されている大量破壊兵器の種別（核兵器、生物兵器、化学兵器、ミサイル）と、輸出する貨物等の懸念される用途の種別（「大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について」（最新のもの）１．の（３）１）に掲げる核兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例等を参考に、輸出しようとする貨物等の特性から判断すること。）が一致しない。 | はい・いいえ・－ |
| 外国ユーザーリスト掲載企業・組織 | ⑱外国ユーザーリスト（令和4年3月10日付け20220307貿局第2号）に掲載されている企業・組織向けの取引については、輸出しようとする貨物又は提供しようとする技術について、軍事用途に用いられる（利用される）旨が、その輸出（取引）に関する契約書又は輸出者（取引を行おうとする者）が入手した文書、図画若しくは電磁的記録において、記載若しくは登録されていないこと、又は輸入者（取引の相手方）若しくは需要者（当該技術を利用する者）若しくはこれらの代理人から連絡を受けていないこと。 | はい・いいえ・－ |
| その他 | ⑲その他取引の慣行上当然明らかにすべき事項に関する質問に対して需要者から明確な説明がない等の取引上の不審な点がない。 | はい・いいえ・－ |

学内審査申請書整理Ｎｏ．【※申請者記入不要】

⓶